

危険化学品ばら積船の貨物エリアに備える可搬式消火器に関する改正の解説

1. はじめに

2026年6月公表の、危険化学品ばら積船の貨物エリアに備える可搬式消火器に関する改正について、その内容を解説する。改正の対象は、鋼船規則検査要領S編である。なお、本改正は2026年7月1日から適用される。

2. 改正の背景

危険化学品のばら積運送の船舶の構造及び設備に関する国際規則（IBCコード）11.3.14では、運送する貨物に適切な可搬式消火器を貨物エリアに備えることが規定されており、本会は既に本要件を鋼船規則S編に取り入れている。加えて、当該可搬式消火器の本数や消火能力等について、同検査要領に規定している。

しかしながら、危険化学品ばら積船の貨物エリアに備える可搬式消火器の消火剤の種類と容量に関する記載が泡消火器と液体消火器のみを想起させ、誤解を招くものであった。

このため、誤解を招く記載を避けるべく、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

危険化学品ばら積船の貨物エリアに備える可搬式消火器の消火剤の種類と要求される容量について、明確にする。